

令和7年12月市議会定例会提案予定議案（その2）【要旨】

議案第17号 訴えの提起について

交通事故に係る損害賠償請求事件において、市が国家賠償法第2条第1項の規定による營造物責任を負うことになるとして訴訟告知をした原告に対し、本件事件に係る訴訟の結果によつては、市の権利が害される可能性があるため、民事訴訟法第47条第1項の規定による独立当事者参加をすることにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を得ようとするもの

○事件名及び事件番号

損害賠償請求事件（千葉地方裁判所八日市場支部令和7年（ワ）第189号）

○参加の趣旨

次の内容の判決を求めるため、原告を相手方として訴訟に参加する。

- (1) 市と原告との間において、本件事件に係る交通事故に基づく市の原告に対する損害賠償債務は存在しないことを確認する。
- (2) 参加による訴訟費用は、原告の負担とする。

以上

○令和7年12月議会議案（その2）説明者及び議案担当課室等一覧

議案番号	議案名	議案説明者	議案担当課室等
第17号	訴えの提起について	都市整備課長	都市整備課土木室